

## 知的財産戦略専門調査会の今後の進め方について

平成 16 年 1 月

大学等の優れた知的財産の創造及び活用をめざして」  
- 大学等の知的財産活性化のあり方について -

## 1. 必要性

平成 15 年 7 月 8 日に出された知的財産戦略本部の「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」においても述べられているように、知識経済下においては、イノベーションが持続的に生み出され、それが優れた知的財産として次々と創造されて行く仕組みを早急に整備する必要がある。

そのためには、研究開発の場で円滑な研究活動が進められる必要があるが、急速な技術進歩や創作者側の権利化意識の向上等により、バイオテクノロジーの分野を中心に、より基礎的な上流の研究成果やリサーチツールの特許化が進み、後続の研究や下流の製品開発が妨げられかねないという懸念が出てきている。また、研究マテリアル・デジタルコンテンツ等特許以外の研究成果についても平成 13 年 12 月に「研究機関等における知的財産権等研究成果の取扱いについて」(<http://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihu13/siryo3.pdf>)において意見具申を行い、その財産的価値が認められるようになってきているが、その譲渡、使用許諾等についてのルールが必ずしも明確でないため、その使用が実質上制限されているという問題点が出てきている。

このような懸念や問題点を解決し、円滑な研究活動と知的財産保護の両立を図るために、特許等の知的財産及び研究マテリアル・デジタルコンテンツ等特許以外の研究成果について、その取扱いを明確化する必要がある。

また、このような課題に迅速かつ的確に対応していくためには、技術と契約の両方を理解する専門的人材の確保をはじめとして、大学等の人的・資金的基盤整備が重要であると共に、産業界の協力が今後ますます必要となってくるものと考えられる。

そこで本専門調査会において、上記のような課題に対してその実態を調査、把握すると共に有識者の意見をとりまとめて、今後取り組むべきより具体的できめの細かい対策を講じ、関係府省に提言することとする。

## 2. 具体的な検討課題

### 2.1 円滑な研究活動と知的財産の保護の両立

- 1) 研究活動における他人の特許発明の使用の円滑化
- 2) 研究者の流動化に伴う特許等知的財産権の帰属の明確化
- 3) 研究者間の自由な意見交換、情報交換を確保する方法
- 4) 研究者の意識改革

### 2.2 大学等における研究マテリアル・デジタルコンテンツ等研究成果の帰属の明確化と使用の円滑化

- 1) 研究成果の使用のルールを明確化
- 2) 国の予算により創出された研究成果の研究機関への帰属の推進

### 2.3 知的財産を活用した産学官連携の強化

- 1) 産業界における大学等の知的財産の有効活用
- 2) 知的財産を活用した中小・ベンチャーの活性化
- 3) 人的連携の強化
- 4) 企業間連携の促進

### 2.4 大学等における知的財産権取得の円滑化

- 1) 研究用資金の間接経費の一部を充当可能化
- 2) 企業等からの資金的支援の活発化
- 3) 国からの資金的支援の大幅拡充 (特に外国出願)

### 2.5 知的財産専門人材の育成

- 1) 求められる資質
- 2) 必要な能力
- 3) 人材育成基盤の整備

### 3. 今後のスケジュールについて

#### 【第 16 回】1 月 21 日(水)

検討事項 検討の進め方、関係省から取組状況説明、自由討議

検討の進め方

関係省における取組状況

自由討議

#### 【第 17 回】3 月中旬

検討事項 具体的な課題の検討

実情調査報告

関係省における取組状況(続き)

円滑な研究活動と知的財産の保護の両立について

大学等における研究マテリアル・デジタルコンテンツ等研究成果の帰属の明確化と使用の

円滑化について

討議

#### 【第 18 回】4 月中旬

検討事項 専門委員プレゼンテーション、具体的な課題の検討

知的財産を活用した産学官連携の強化について

大学等における知的財産権取得の円滑化について

知的財産専門人材の育成について

討議

#### 【第 19 回】5 月中旬

検討事項 論点整理

論点整理

まとめ骨子案の審議

#### 【第 20 回】5 月下旬

検討事項 まとめ案、審議 決定

まとめ案の審議 決定

総合科学技術会議へまとめ案を報告

#### 4. 具体的な検討課題 (2. の詳細説明)

##### 2.1 円滑な研究活動と知的財産の保護の両立

###### 1) 研究活動における他人の特許発明の使用の円滑化

- ・ 特許権の効力が及ばない試験・研究の範囲の明確化
- ・ 他人の特許権が及ぶ場合の取扱いルール of 明確化

試験「研究の範囲」については、2004年1月～3月審議の「産業界構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会特許戦略計画関連問題ワーキンググループ」の報告を経済産業省より受ける。WGの進捗状況を踏まえつつ、大学等の研究者が円滑に研究活動できるよう他人の特許発明の使用の円滑化について検討する。  
([http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/strategy\\_wg\\_menu.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/strategy_wg_menu.htm))

関連 推進計画 第1章 2.(8) P.20 【継続検討】

###### 研究における特許発明の使用を円滑化する

研究活動における他人の特許発明の使用を円滑化するため、2003年度中に、特許権の効力が及ばないとされる試験・研究についての考え方を整理し、2004年度以降、大学・公的研究機関・民間企業等の研究現場に周知する。また、特許権の効力が及ぶ場合において、研究目的と商業的目的を区別したライセンス契約の普及、さらに米国国立衛生研究所 (NIH) の指針を参考にした指針や立法措置等の可能性を含めて、幅広く内外の事情を調査し、大学・公的研究機関・民間企業等における特許発明の使用を円滑化するための措置を講ずる。

知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」(平成 15 年 7 月 8 日)  
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/030708f.pdf>)

###### 参考 特許法

(特許権の効力が及ばない範囲)  
第 69 条 特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。

## 2) 研究者の流動化に伴う特許等知的財産権の帰属の明確化

研究者が所属機関を異動した場合において、自己の研究の継続が可能となるよう、また、発明者としての適切な還元を受けられるよう、研究者と機関との契約(ルールの明確化)のあり方について検討する。

関連 推進計画 第1章 2.(6) P.18

【継続検討】

*機関一元管理を原則とするとともに研究者の流動化へ配慮する*

2003年度以降(国立大学の場合は法人化を契機に)、大学、公的研究機関において特許等の効率的な活用が図られるよう、大学等の機関一元管理を原則とした体制を整備する。その際、大学で特許出願等を行わない発明等に関する権利の研究者への還元を可能とするルールを整備する。また、研究者の流動化に配慮し、内外の研究機関の事例等も参考としつつ、研究目的のライセンスといった契約上の工夫に加えてその他の手段の可能性も広く検討し、少なくとも自らの発明については異動先における研究の継続が可能となるような柔軟な措置を講ずる。

### 3) 研究者間の自由な意見交換、情報交換を確保する方法

共同研究等により知り得た自己または他人の営業秘密に関する意見交換についての取扱いについて検討する。

関連 推進計画第1章 2.(6) P.18 、 2.(8) P.19 【継続検討】

*産学官連携に関するルールの整備を支援し、契約締結の柔軟性を確保する*

i) 大学等が自らの戦略的な知的財産の活用及び共同研究・受託研究の促進を図るために、2003年度以降、大学等が、民間企業との共同研究・受託研究を実施する場合の考え方、取扱ルール (例えば、以下のようなもの)を明確化するとともに、契約書の雛形、運用マニュアル等を自ら整備し、外部に対して積極的に公表することを促す。

・営業秘密等秘密情報の取扱い

・共同研究成果としての知的財産権の帰属

・民間企業等への権利譲渡、ライセンス等に関する考え方

他の大学 (国内・国外)等の研究者との連携により知的財産が生じた場合の権利関係等の取扱い

(..略..)

さらに営業秘密の取扱いについては、企業側の営業秘密の保護と、大学における学問・研究の自由を両立させるという観点、及び研究者の発明の公知化を防止するという観点から、大学等における秘密管理の参考となる考え方を整理し、周知する。

*研究者間の自由な意見交換と特許保護の両立を図る*

研究者間の自由な意見交換により、発明が新規性を喪失するといった問題を解決するため、2003年度中に、特許を受けることができない「公然知られた発明」についての判断基準を踏まえ、守秘義務の下での意見交換によっては、発明は新規性を喪失しないことを、研究現場に周知する。

#### 4) 研究者の意識改革

- 大学・公的研究機関等、民間企業の研究者に対し
- ・正しい知的財産マインドの醸成
  - ・取扱いルールの遵守
  - ・利益相反ポリシーの明確化
- について検討する。

平成14年11月にまとめられた「利益相反ワーキング・グループ 報告書」(利益相反ワーキング・グループ)の報告を文部科学省より受ける。

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/021102.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/021102.htm))

関連 推進計画 第1章 2.(6) P.18

【継続検討】

産学官連携に関するルールの整備を支援し、契約締結の柔軟性を確保する

i) 大学等が自らの戦略的な知的財産の活用及び共同研究・受託研究の促進を図るために、2003年度以降、大学等が、民間企業との共同研究・受託研究を実施する場合の考え方、取扱ルール(例えば、以下のようなもの)を明確化するとともに、契約書の雛形、運用マニュアル等を自ら整備し、外部に対して積極的に公表することを促す。

・営業秘密等秘密情報の取扱い

・共同研究成果としての知的財産権の帰属

・民間企業等への権利譲渡、ライセンス等に関する考え方

他の大学(国内・国外)等の研究者との連携により知的財産が生じた場合の権利関係等の取扱い

また、大学等が民間企業との共同研究、受託研究実施ルール等を作成するために必要となる留意事項、例えば不実施主体である大学の特性や企業側における実施促進といった点を踏まえた契約上の工夫等について、各種方針、事例集等必要な情報を提供する。さらに営業秘密の取扱いについては、企業側の営業秘密の保護と、大学における学問・研究の自由を両立させるという観点、及び研究者の発明の公知化を防止するという観点から、大学等における秘密管理の参考となる考え方を整理し、周知する。

ii) 2003年度中に、産学官連携の推進に伴う研究者の利益相反問題についての参考となる事例をまとめ、周知する。

iii) 2003年度以降、大学等において、知的財産権の取扱いを含め、企業と大学等との間の協議結果を踏まえた共同・受託研究契約が締結できるよう契約締結についての柔軟性を確保する。

## 2.2 大学等における研究マテリアル・デジタルコンテンツ等研究成果の帰属の明確化と使用の円滑化

### 1) 研究成果の使用のルールの明確化

研究マテリアル、ソフトウェア、実験データを含むデータベース、デジタルコンテンツ等の研究成果物について

- ・研究成果の帰属先の明確化
- ・移転に伴う契約の明確化
- ・機関での管理のあり方

などを検討する。

また、法人化前に各大学の大学長が取得した国有特許の法人化後の取扱いについて確認する。

平成14年5月にまとめられた「研究開発成果の取扱いに関する検討会報告書」(研究開発成果の取扱いに関する検討会)の報告を文部科学省より受けると共に、関係府省より、所管研究機関の現状報告を受ける。

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/005/gaiyou/020501.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/005/gaiyou/020501.htm))

関連 推進計画 第1章 2 (8) P.20、第3章 3 (5) P.48 【継続検討】

#### 研究マテリアルの使用を円滑化する

i) 2003年度以降、大学・公的研究機関において、研究において用いる物(マテリアル)の移転条件や簡便な移転手続を定めたルールの更なる周知を図り、研究活動での有体物(マテリアル)の使用の円滑化を図る。

ii) 2003年度以降、大学・公的研究機関において作られた有体物(マテリアル)に化体されたノウハウ等の知的財産の帰属関係や必要な管理について、「営業秘密管理指針」も参考にしつつ、明確化を図る。

#### 知的財産の円滑な利用を促進する

ii) 研究開発成果等については、その適切な管理に加え円滑な流通体制の整備が必要である。このため、研究成果物を含めた植物、動物、微生物等の遺伝資源等を広く収集し、特性評価・保管・提供等を行う体制について、2003年度以降引き続き充実を図る。また、有用遺伝子の単離・機能解明に重要となる研究材料の保存及び民間企業等への提供体制について、2003年度以降引き続き充実を図る。



2) 国の予算により創出された研究成果の研究機関への帰属の推進

・コンソーシアムや共同研究体等  
・大学研究者を兼業雇用する独立行政法人  
における権利の帰属の取扱いについて検討する。

第28回総合科学技術会議 平成14年度科学技術基本計画(平成13~17年度)に基づく科学技術政策の進捗状況(平成15年5月)及び平成15年9月、第19回経済財政諮問会議 構造改革の進捗状況について(平成15年9月)に記されたおける日本版バイ・ドール制度の適用状況の報告を経済産業省より受ける。

(<http://www8.cao.go.jp/cstp/siryu/haihu28/haihu-si28.html>)

(<http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/point/2003/0902point.html>)

関連 推進計画 第1章 3 (7) P.22

【継続検討】

1. 日本版バイ・ドール制度の利用を徹底させる

2003年度以降、国・特殊法人等の委託による研究開発の成果たる知的財産権を受託者に帰属させることができる産業活力再生特別措置法第30条(いわゆる日本版バイ・ドール制度)について、活用の徹底を図る。

2. 日本版バイ・ドール制度の適用を拡大する

2003年度中に、政府向けソフトウェアの開発事業の成果物に関する知的財産権の帰属を原則開発者とできるよう検討を行う。

## 2.3 知的財産を活用した産学官連携の強化 【新規検討】

### 1) 産業界における大学等の知的財産の有効活用

産業界のニーズ等について経団連より報告を受ける。

- ・ 産業界全体としての意識改革
- ・ 各企業における窓口の明確化
- ・ 知的財産の価値評価手法の確立 等

関連 推進計画 第1章 3.(8) P.22

*産業界の意識を改革する*

ii )窓口を明確化する

2003年度以降、大学等と企業との交渉を円滑にかつ効率的に行うため、産業界に対して、各企業の産学官連携の窓口を明確化するよう促す。

### 2) 知的財産を活用した中小・ベンチャーの活性化 【新規検討】

産学連携による域内中小・ベンチャーの活性化、企業ネットワークの構築等の検討を行う。

関連 推進計画 第3章 3.(6) P.48

*知的財産を活用して中小・ベンチャーを活性化する*

ii )大学等の知的財産を中小企業がより容易に利用しやすくなるよう、2003年度以降引き続き中小企業と大学等とのマッチングの支援を行う。

### 3) 人的連携の強化 【新規検討】

民間企業におけるインターンシップ受入の促進等について検討する。

### 4) 企業間連携の促進 【新規検討】

企業連携による共同研究の推進等について検討する。

## 2.4 大学等における知的財産権取得の円滑化

### 1) 研究用資金の間接経費の一部を充当可能化

プロジェクト研究や競争的資金などの間接経費を知的財産権取得のための経費として、大学等が柔軟に運用できるよう検討する。

関連 推進計画 第1章 2(4) P.14

【継続検討】

*知的財産権の取得・管理といった知的財産関連活動に関する費用を充実する*

ii) 2004年度以降、プロジェクト研究や競争的資金など、特許等の取得をある程度の目標とする研究費については、特許関連経費を別枠で措置するなどの方法により確保を図るとともに、2004年度末までに研究開発の時期と特許関連経費の支出時期のずれを踏まえ、特許関連経費の柔軟な取扱いを検討する。

iv) 2004年度以降、大学等が主体的に取り組む共同研究等について、その研究成果を事業化に結びつけるための知的財産の戦略的取得・維持に必要な資金を十分確保する。また、そのため、企業等から提供される研究費の内、間接経費の一部を知的財産の取得・維持費用に弾力的に充当できるようにする。

### 2) 企業等からの資金的支援の活発化

大学への寄附等の環境整備について検討する。

関連 推進計画 第1章 1.(3) P.11

【継続検討】

*その他知的財産を創造する環境を整備する*

2003年度以降、以下の施策を実施する。

iii) 企業及び個人から大学への寄附に関する税制措置を含む環境整備について、2003年度以降検討を進める。

3) 国からの資金的支援の大幅拡充 (特に外国出願)

法人化後の大学の国内外への特許出願件数の増加にあわせ、外国出願経費の確保の大幅拡充について検討する。

関連 推進計画 第1章 2 (4) P.14、2 (5) 、 P.16 【継続検討】

*知的財産権の取得・管理といった知的財産関連活動に関する費用を充実する*

i) 法人化後の大学では、特許権が大学で一元管理される方向であり、また、国内外への特許出願件数の増加も予想される。このため、2004年度以降、国公私を通じた大学等への海外出願経費を含めた特許関連経費の支援を、競争的原理の下で、大学の自主性を尊重しつつ、充実するとともに、各大学に対しても必要な特許関連経費を確保することを奨励する。

*TLOを整備する*

i) TLOの整備促進を図る

2003年度以降、新設されるTLOに対する一定期間の財政支援や海外出願に対する支援を引き続き行う。

*連携・ネットワーク化を推進する*

ii) 2003年度以降、全国のTLOが相互に連携をとって、大学等から生じた知的財産を最適の企業等に技術移転することにより有効活用するとともに、大学知的財産本部、TLOが未整備の大学や公的研究機関(地域におけるものを含む)からの技術移転についても対処できるよう、その業務上の連携の抜本的強化を支援し、産学官連携・技術移転組織の更なる拡大、全国的な連携の強化やネットワーク化を推進する。また、TLO未整備の大学やTLOの要請等に応じ、海外特許の取得に対する支援を行う。

## 2.5 知的財産専門人材の育成

### 1) 求められる資質 【新規検討】

知的財産に携わる専門家を必要としている組織、職務を明らかにし、そこで求められている資質について検討する。

### 2) 必要な能力 【新規検討】

広く知的財産に携わる専門家に必要な能力について検討する。

### 3) 人材育成基盤の整備 【新規検討】

知的財産専門人材の育成を推進するため、専門職大学院の設置、MOTプログラムの充実等人材育成基盤の整備のあり方について検討する。